

令和3年4月6日

特別支援学級児童・生徒の保護者 様

中央区教育委員会

## 令和3年度のICT機器を活用した教育活動について

いつも本区の教育活動にご理解とご協力をありがとうございます。

令和3年4月より、本区の小・中学校におきまして全児童・生徒に1人1台のタブレット端末を貸与いたします。貸与にあたりまして、保護者の皆様におかれましては、下記の点についてご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 端末の配備等について

##### (1) 概要

令和3年4月より中央区内特別支援学級全小・中学校児童・生徒向けにタブレット端末(iPad)及びWi-Fiルーターを貸与し、児童・生徒が毎日家庭に持ち帰ります。主に活用するアプリケーションソフトは、「Google Workspace for Education」及び「ドリルパーク」(学習用ドリルソフト)で、学習や学校・保護者間の連携等に活用してまいります。

##### (2) 貸与開始時期

令和3年4月より (日程が決まり次第順次貸与いたします。)

#### 2 タブレット端末の活用について

##### (1) 「Google Workspace for Education」の活用について

###### ① 目的

「Google Workspace for Education」を活用して、お便りや連絡事項などを保護者へ配布したり、アンケートを実施したりすることで、保護者との情報共有を確実かつ速やかにを行い、保護者と学校の連携強化に努めます。

###### ② 主な活用の仕方

児童・生徒に配布されたログインID及びパスワードでログインし、学校からの連絡や子どもの学習状況を把握することができます。

- ・学級ごとの「Classroom」に参加し、学校から配布されるお便りや連絡事項の確認等が行えます。
- ・「Google フォーム」を活用した学校評価等のアンケート、個人面談及び三者面談等の日程調整が行えます。(学校が送付したURL等から回答することができます。)

※ログインの仕方等については、各学校から配布されます「『Google Workspace for Education』「Classroom」操作手順書」を参照してください。(配布時期は学校により異なります)

## (2) ドリルソフト「ドリルパーク」の活用について

### ① 目的

家庭及び学校においてドリルソフトを活用した学習を行い、児童・生徒が教員から配信された問題に取り組んだり、学習履歴を確認したりすることができます。定着状況を把握することにより、個に応じた指導を充実させるとともに、繰り返し学習させることで基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させることを目的としています。

### ② 活用について

- ・学校から宿題として配信されることがありますが、児童・生徒が自主的に活用することもできます。
- ・児童・生徒自身が学習履歴を閲覧することができ、自身の定着状況が把握できます。

### (3) 保護者の皆様へのお願い

- ・タブレット端末の貸与は、お子様の学習と学校・家庭間の連携強化が目的です。学習や連絡事項の確認などの目的以外の使用はしないようにしてください。
- ・タブレット端末は区からの貸与品です。大切に扱うようにお子様にご指導ください。紛失や故意による破損の際には弁償していただくことがあります。なお、卒業、転出の際には本体及び付属品をご返却いただきます。
- ・タブレット端末持ち帰り時のタブレット端末の故障や紛失の際は、学校へご連絡ください。
- ・お子様が、有害サイト等を検索できないようにフィルタリングの設定をしているとともに、使用できる機能を制限しています。また、児童・生徒がアプリをインストールすることはできません。
- ・学校内の Wi-Fi 及び貸与する Wi-Fi ルーター以外の Wi-Fi への接続はできない設定になっております。なお、学校内では学校内の Wi-Fi に接続可能であるため、貸与するモバイルルーターは、学校には持ってこずに、家庭に置いておくようにしてください。
- ・児童・生徒は、タブレット端末を毎日持ち帰り、家庭において充電していただきます。ご協力をお願いいたします。
- ・個人の ID やパスワード、送信される URL などは絶対に他人に漏らさないようお願いいたします。なお、iPad にはパスコードを設定しています。一定期間内に 10 回続けて入力を誤るとロックが掛かり、解除するのに時間と費用（保護者負担）が発生いたします。パスコードに関しては、学校からの案内を確認し、間違えないようにご指導ください。
- ・「『タブレット端末』を持ち帰るときのルール」等を参照していただき、家庭において長時間の利用を行わないようにさせるなど、各家庭におけるタブレット端末活用のルールを定めるようにしてください。

[担当]

教育委員会事務局  
(機器に関すること)

学務課学校 ICT 環境整備担当  
電話 6281-5068

(活用に関すること)

指導室 指導主事  
電話 3546-5535